

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、伊那市美篠7904番地1南重建設株式会社代表取締役牧島勇から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成22年5月13日

長野県監査委員 浦野昭治  
同 東方久男  
同 柿沼美幸  
同 下村恭

22監査第20号

平成22年(2010年)4月30日

(請求人) 様

長野県監査委員 浦野昭治  
同 東方久男  
同 柿沼美幸  
同 下村恭

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

平成22年3月4日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

長野県伊那市美篠7904番地1  
南重建設株式会社 代表取締役 牧島 勇

##### 2 請求書の提出

請求書の提出は、平成22年3月4日である。

##### 3 請求の内容

長野県知事に対する長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

##### 請求の要旨

本事案は、長野県長野建設事務所で平成21年9月8日に入札が行われた平成21年度国補道路改築・地域活力基盤創造交付金合併工事（国）406号長野市村山橋工事に当たり、不適切な入札が行なわれ、工事費が高騰し、費用対効果の点においても効率的・低価格で解体できる県内業者が締め出されたために、解体工事費が割高となり、公金が不必要に使用されたことに対して、財務会計上赦しがたい行為であり、これを黙認することは出来ずに監査請求に及んだものである。

なお、問題点等については、次のとおりである。

##### (1) どの県担当職員による行為か。

入札の責任者である長野建設事務所長柳沢廣文及びこれを指導した県建設部長入江靖、建設部道路建設課長手塚秀光、建設部技術管理室長小林康成 田下昌志

当社の意見を無視した長野県知事

##### (2) どのような財務会計上の行為であるか。

- ① 公共工事における入札が適正ではなかったこと。
- ② 県内建設業者の発達が阻害されたこと。資格がある県内業者がはじきだされたこと。

③ 公共工事における国民（県民）の信頼を裏切ったこと。

④ 入札に参加しようとした者の公正な競争が阻害されたこと。

⑤ 高額な落札価格となり公金が不必要に使用されたこと。

⑥ 県外にお金が流れた為、長野県の経済が潤わなかった。

(3) その行為はどのような理由で違法又は不当であるか。

① 年間発注計画の発表が不適切な為、入札参加業者が集まらなかった。

- 4月 とび土工 総合評価方式 9月入札

- 8月初旬 備考欄に変更 8月入札方式の変更

- 8月中旬 鋼構造物に変更 9月入札 新経済対策

- 8月26日公告 9月7日入札 新経済対策の為 期間が通常より短い

当社は4月からアイデアを絞り、技術者をあけて待っていた。当社も案件を見るときとび土工で検索をかけているので見逃すところであった。

突然の変更で県外の大手ゼネコン、大手橋梁メーカーはこの入札に気づくのだろうか、かなりの業者がこの入札を見逃したであろう。

3億を超えるような大型事業を行うのに、入札の半月前にばたばたと変更する、これは長野県職員の明らかな怠慢である。橋を壊すことは、橋を作り始めた10年前から決まっていた話である。

② 技術提案つき受注希望型競争入札にしなかったこと。

- 橋梁撤去工事は、最終は橋が無くなればよい話である。橋梁新設と違い、難しい構造解析などは、比較的少ないはずである。

特に工法指定では、手延べ機の許容加重をまもればよいだけの話である。

工法は、各業者によって色々と考えられる為、長野県では橋梁解体工事に関して、技術提案つき受注希望型競争入札を多く採用し、公共事業費の削減を行っている。平均の落札率は5割近くになり、5件で2億円以上削減できている。

平成16年～20年まで5件の工事の内 表彰工事3件で全てが83点以上の工事である。（技術提案付き災害時特命入札を1件含む）

- 橋を壊すのに、仮設の工法を指定にする理由がどこにあるのだろう。現在土木工事でも任意仮設や、自ら積算という入札制度の中で仮設を自由にしている。

- 長野県が、手延べ機がベストと考えていても、技術提案を行えば、手延べ機の人もいれば、ほかの工法の人もいるはずである。ほかの工法が不適切であれば技術提案の審査で落とせばよいし、全国のゼネコンが考えればもっと良い工法が出るのではないか。

③ 建設業法、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）によると、橋梁解体工事の適正業種は、とび土工、又は土木一式であるにもかかわらず。鋼構造物で入札した。これは、法律違反又は不適切な業種指定である。

④ 長野県は県内業者育成、長野県内の経済発展のため、県外業者より県内業者を優遇している。にもかかわらず。鋼構造物、手延べ機の実績を付けて全国で入札した。長

野県で実績のあるのは数社しかないので、長野県内に落ちるはずの、金が他県に流失してしまった。橋梁撤去に関して、高得点、表彰、低価格のアイデアを出していける業者を入札から締め出した。長野県の業者から技術提案でアイデアを募ってから、ダメなら手延べ機でよかっただのでは

⑤ 長野県知事は入札公告で気づき当社が指摘したにもかかわらず、問題を起こした建設部に丸投げするだけで、対応しようとしなかった。

⑥ 工法選定に関して大きな誤りがある。橋梁撤去技術マニュアルを参考にしたようであるが、橋梁撤去技術マニュアルは、鋼橋のメーカー、と大型クレーンメーカーが集まって作ったマニュアルで内容に大きな偏りがある。だから鋼橋のメーカーの得意な工法になるわけである。以前長野県の三峰川橋でこのマニュアルを元に2億円以上の解体工事が公告になり、当社の意見で入札が1回中止になり、技術提案付き競争入札で、3千万で工事が出来た経緯がある。

橋梁解体には中立な幅広いメンバーで作ったマニュアルが存在しない為、技術提案が必要なのである。

⑦ 新経済対策として公告期間の短縮等で発注したが、新経済対策は 県民のくらしと県下各地域の力を向上させ、県内経済の安定と雇用の確保を図るとともに、…であるため、当初予定では県内企業有利の総合評価方式であったことを考えると、新経済対策に逆行した入札で不適切である。

一般的に県外企業が入札に参加する場合、は下請要件を付けて、県内企業の下請け率を指定し、入札するはずであるが今回は全くない。

(4) その行為によって、長野県はどのような損害を受けているか、又は受けれるおそれがあるか。

① 過去の技術提案案受注希望型競争入札の平均落札率から推定すると、約6割になるので $318,450,000 \times 0.6 = 191,070,000$  60,881,000円安く出来たと推定される。

② 当社の積算では、県が落札価格とした251,951,000円より、150,000,000円安い価格で実行は可能であり、安からう、悪からうではなく、安全で効率的な解体工事が可能であったこと。

したがって、県は少なくとも、県民の血税を150,000,000円余分に支払うことになる。

③ 当社でなくても今回1番札で失格になった横川工事㈱は41,951,000円安い価格で札を入れている、落札者の宮地建設工業より大きな会社である。

④ 長野県業者が不利な入札になった為、県内に落ちるべき金が2億円は損をしている。新経済対策による効果は、この入札により逆効果になったのは明らかである。

⑤ 長野県建設業育成にならない。災害等での地元業者力不足につながる。

(5) どのような措置を請求するのか。

① 本来であれば、工事を差し止め再入札をすべきであるが、すでに入札から5ヶ月以上の時間が経過してしまったので、今後同様な事案が起こらないよう県として、公共事業の入札に当たっては再発防止のため万全の方策を

講ずること。

② 入札行為の責任者である長野建設事務所長柳沢廣文及び入札の指導に当たった県建設部長江崎、建設部道路建設課長手塚秀光、建設部技術管理室長小林康成及び同室の担当者である田下昌志の懲戒処分を請求する。

(6) 違法又は不当とする行為の事実証明関係

- ① 長野建設事務所年間発注計画一覧表・・・別紙1号
- ② 村山橋入札経過書・・・・・・・・・・・・別紙2号
- ③ 村山橋入札公告・・・・・・・・・・・・別紙3号
- ④ 内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領・・・・・・・・・・・・別紙4号
- ⑤ 長野県新経済対策「くらし・地域力プロジェクト」大綱・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5号
- ⑥ 会員台帳・・・・・・・・・・・・別紙6号
- ⑦ 建設業法第二第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容・・・・・・・・・・・・別紙7号
- ⑧ 「建設工事の種類」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「許可業種の区分」・・・・別紙8号
- ⑨ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・・・・・・・・・・・・別紙9号
- ⑩ 建設リサイクル法 質疑応答（案）・・・別紙10号
- ⑪ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律のあらまし・・・・・・・・・・・・別紙11号

(別紙各号の添付は省略)

#### 4 請求の受理

住民監査請求の内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項で「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該なる事實を改め、又は当該行為若しくはなる事實によって当該普通地方公共團体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。この「必要な措置」の範囲については広く解すべきであり、行為の差止め、無効、取消し、原状回復、損害賠償の請求等訴訟で請求し得る事項に限らず、当該行為をした職員を転任又は降任させ、あるいは公有財産を不法に占有している者に対し行政上の代執行又は民事上の強制執行の措置をとるべきことなど必要と認められる措置を広く含むものと解されている。

のことから、本件請求は同条の要件を具備しているものと認め、平成22年3月4日に受理した。

#### 5 監査委員の交代

本件請求の審査期間中、高見澤賢司監査委員及び村石正郎監査委員が平成22年3月31日に辞職し、後任として浦野昭治監査委員及び下村恭監査委員が同年4月1日に就任し、監査を実施した。

#### 第2 監査の実施

##### 1 監査対象事項

請求の要旨に特定されている長野建設事務所発注の平成21年度国補道路改築・地域活力基盤創造交付金合併工事（国）406号長野市村山橋工事（以下「本件工事」という。）の契約の締結を対象事項とした。

ただし、請求の要旨(3)中「⑤長野県知事は入札公告で気づき当社が指摘したにもかかわらず、問題を起こした建設部に丸投げするだけで、対応しようとしなかった。」との主張について

ては、財務会計行為ではない。また、事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）により、建設部建設工事請負人等選定委員会が入札参加資格要件を決定するほかは長野建設事務所長に委任されている本件工事の契約の締結に係る先行行為とも認められないことから、監査の対象としない。

## 2 監査対象機関

建設部（建設政策課技術管理室、道路建設課及び長野建設事務所）を監査対象機関とした。

## 3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定により、請求人に対して平成22年4月9日に陳述及び証拠の提出の機会を与えたところ、代理人が陳述し、証拠が追加提出された。

### (1) 陳述の概要

陳述は、概ね請求書の記載に沿って行われた。請求書に記載がなく、陳述があった主張の概要は以下のとおりである。

- ア 請求人の住民監査請求に関する考え方方が述べられた。
- イ 証拠として追加提出された工事成績評定通知書について、請求人が技術提案型で落札した工事が、大変高い評定点であった。

ウ 証拠として追加提出された設計業務委託の成果品に、使用した主な図書として「橋梁撤去技術マニュアル」の記載があるが、このマニュアルは偏りがあって、使うのはおかしい。

エ 本件工事は、上流の赤坂橋を壊していた業者が落札していて、癒着ではないかと思われても仕方ない状況になっているが、証明はできない。

オ 自分にこの橋の経験を付けさせて欲しかった。

カ 証拠として追加提出された技術提案付き受注希望型競争入札試行要領について、添付していなかったので、今日提出した。

### (2) 陳述の際に証拠として追加提出された書面（添付は省略）

ア 技術提案付き受注希望型競争入札試行要領

イ 工事成績評定通知書

ウ 「平成20年度国補道路改築事業に伴う設計業務委託（国）406号 長野市村山橋1」の成果品中、表紙並びに「成果品」及び「使用した主な図書及び基準」を記した部分

## 4 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により監査対象機関の関係職員等に対して陳述を求め、平成22年4月9日に陳述の機会を設けたところ、平成22年4月8日に陳述書の提出をもって陳述に代える申し出がなされた。

### (1) 陳述書の概要

ア 請求全体について

本件工事に当たっては、河川管理者（国土交通省千曲川河川事務所）の許可が必要なことから、工事入札前に河川管理者と協議を行い、河川管理上の制約条件などに対応する様に工法を決定している。この工法の下で入札手順を行い、落札業者を決定していく適法・適正なものである。

イ 請求の要旨(3)①「年間発注計画の発表が不適切な為、入札参加業者が集まらなかった」との主張について

長野県では公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」とい

う。）第7条の規定により、「建設工事発注予定公表要領（平成13年5月2日）」を定め、本件工事は、この要領に基づき適正に公表している。

また、本件工事は入札参加者が5者あるが、長野県の鋼構造物業種に関わる入札工事での1件当たりの入札参加業者数は平均2.3者（平成20年度実績）であり、入札参加者が集まらなかったとはいえない。

ウ 請求の要旨(3)②「技術提案つき受注希望型競争入札にしなかった」との主張について

本件工事は、河川管理者との協議の中で、出水期にかけての施工となるため、洪水の際に支障とならない高い場所での作業とすることと、流心部で回収が困難なため河川内へ解体した部材を落下させないことの条件を付された。そこで、河川管理者と現地の条件に適合し、確実に施工が可能で経済的な工法を検討した結果、橋梁架設技術が必要な手延べ式架設桁による工法とした。このため、工法に関する技術提案を求める余地がないことから、技術提案付き受注希望型入札を採用していない。

エ 請求の要旨(3)③「建設業法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に違反した業種指定をした」との主張について

本件工事は、鋼橋梁の架設工事と同様の技術を用いて、逆の手順により解体作業を行うもので、この工事の種類は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項及び昭和47年建設省告示第350号による建設工事の内容から、鋼構造物工事に該当するものである。

また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）については請負者に遵守を求めていて、契約前に、解体工事業の登録若しくは建設業法の「土木工事一式」、「建築工事一式」又は「とび・土工・コンクリート工事」の許可の有無を確認している。

オ 請求の要旨(3)④「本件入札の工種を鋼構造物工事とし手延べ機工事の施工実績を必要、として、長野県に限らず入札業者を募集した結果、県外業者が落札した」との主張について

本件工事においては、鋼橋架設と同様な競争性を確保することから、県内及び県外業者が参加できるように、営業所の所在地に関する要件については設定しなかった。

カ 請求の要旨(3)⑤「上記について知事に問題点を指摘したが、対応しなかった」との主張について

知事の事務部局の組織に関する条例では、建設工事に関することは建設部の所管である。

キ 請求の要旨(3)⑥「工法選定が偏った内容のマニュアルによっていることが誤っている。以前、別工事でこのマニュアルによった予定価格2億円超の工事を、入札中止して技術提案つきの入札としたところ、当社が3千万円で施工した経緯がある」との主張について

本件工事は上記ウ記載のとおりに工法を選定しており、他の工法の余地はないものと考えている。

なお、請求書の「三峰川橋」は、コンクリート構造の橋を撤去するものであり、施工方法が複数想定されたことから、技術提案付き受注希望型競争入札により入札を行って

いる。

ク 請求の要旨(3)(7)「県内経済の安定等を図る新経済対策として公告期間を短縮して発注したが、下請要件も付されていない不適切な入札である」との主張について  
内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領では、入札参加者に県外の業者が含まれる場合、県内に本店を有する下請人との契約額の総計の入札価格に占める比率を定めることができることが規定されている。下請要件を付す場合は、個別工事ごとに判断しているが、本件工事は専門性が高く一体的に行う工事で、下請を行う余地が少ないため、下請要件は付していない。

- (2) 監査対象機関の陳述書に対する請求人の意見  
監査対象機関から提出された陳述書に対する意見の提出を請求人に認めたところ、平成22年4月15日に、請求人から意見書が提出された。意見書で述べられた主な追加の主張の概要は次のとおりである。  
 ア 「国土交通省千曲川河川事務所との協議により工法を決定した」とするが、千曲川河川事務所との打ち合わせ記録によると、最初から決定された工法で協議をしていて、千曲川河川事務所は工法決定に関わっていないのは明らかである。  
 イ 「鋼構造物工事の入札参加者は20年度で平均2.3社である」とするが、県のホームページに掲載されている21年度の大型工事、1億円～2億円の工事では4.6社である。  
 ウ 「確実に施工が可能で、経済的な工法として手延べ式架設桁による工法を選定した」とするが、設計業務委託における仮桟橋ベント併用工法案の積算根拠に問題がある。  
 エ 県は建設業許可を行っている機関でありながら、自らが発注する工事は建設業法及び建設リサイクル法を遵守せず、落札者に遵守を求めるのはおかしい。  
 オ 工事の仮設は納品されるものではない。だから指定せず、業者に考えさせればよい。橋梁撤去工事の7割は仮設工事である。仮設の工夫で工事費は削減できる。

## 5 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関である長野建設事務所に対し、受理決定に先立つ平成22年3月16日と受理後の4月6日に関係帳簿、関係書類の調査を実施した。また、監査対象機関である建設政策課技術管理室、道路建設課及び長野建設事務所に対して、4月14日に実地監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項を確認した。

- (1) 本件工事の概要  
 ア 工事概要 平成21年度国補道路改築・地域活力基盤創造交付金合併工事  
 (国) 406号長野市村山橋  
 旧橋撤去工 鋼トラス桁撤去工  
 $L = 204.8\text{m}$   $W = 636\text{t}$   
 イ 工事予定価格 3億1845万円 (消費税抜き)  
 ウ 契約額 2億6454万8550円 (消費税込み)  
 エ 工期 平成21年10月27日から平成22年10月31日  
 オ 工法 設計図書において、「架設桁組立・解体」及び「送り出し設備－1 手延べ機と連結構の組

立・解体」を指定工法としている。

### (2) 本件工事の発注の経過について

5月上旬 年間発注計画一覧表に掲示 (業種: とび・土工・コンクリート工事、入札時期: 9月、入札方法: 総合評価方式)  
 8月上旬 年間発注計画一覧表変更 (入札時期: 8月、入札方法: 受注希望型競争入札)  
 8月11日 入札参加資格要件調書決定  
 8月26日 入札公告  
 9月上旬 年間発注計画一覧表変更 (業種: 鋼構造物工事、入札時期: 9月)  
 9月8日 開札  
 (この間、入札参加資格審査及び低入札価格調査)

10月27日 契約

### (3) 本件工事の設計委託について

ア 業務名 国補道路改築事業に伴う設計業務委託 長野市村山橋1  
 イ 工期 平成20年8月20日から平成21年6月29日  
 ウ 完了検査 平成21年7月2日  
 エ 条件設定 河川管理者からの指示事項として①施工期間、②河川内使用条件を示している。  
 オ 成果品 河川管理者からの指示事項を満たす工法として本件工事部分について、  
 ① 仮桟橋・ベント併用クローラクレーン撤去工法 (概算工事費283,500千円)  
 ② ジャッキアップ併用4径間連続架設桁上載式撤去工法 (概算工事費238,600千円)  
 ③ 渇水期2ヵ年使用2径間架設桁上載式撤去工法 (概算工事費241,400千円)  
 の3種類を比較検討し、②の工法が経済的であること、河積阻害がないこと、などが優れているとしている。②の工法は手延べ機を使って架設桁を橋脚の上で移動させ、架設桁の上に載ったクレーンが鋼トラスを撤去していく方法である。

### (4) 年間発注計画の公表について

請求書別紙11号に掲載がある適正化法第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「適正化法施行令」という。)第5条では、地方公共団体の長は、4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事に係る見通しに関する事項を公表しなければならないと規定されている。

公表内容に変更があった場合には、適正化法施行令第5条第5項の規定によると、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、変更後の当該事項を公表することとされているが、本県では建設工事発注予定公表要領(平成13年5月2日付け13監第78号)を定め、公表した事項に変更が生じた場合は、毎月1日現在で見直し10日までに公表することとしている。適正化法施行令の規定よりも、きめ細やかに見直すこととしている。

### (5) 本県における入札方式について

本県では、資格審査を事後として電子入札を併用する、再度入札を実施しない入札方法を「受注希望型競争入札」と称

しているが、これは一般には制限付一般競争入札といわれている入札の一種である。この入札方法は、資格審査を事前に行わず、入札も電子入札システムや郵送で行えることから、希望する者が入札前に発注者に一切連絡することなく入札に参加できることが特徴である。

(6) 入札に参加する者に必要な資格の決定について

地方自治法施行令（昭和23年政令第16号。以下「法施行令」という。）第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することができる者の資格について、本県では長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）に基づき、建設工事請負人等選定委員会で決定している。

同要領では、予定価格によって審議する委員会が分かれしており、予定価格5,000万円以上5億円未満の建設工事の請負工事に係る入札参加資格要件の決定は、部長を委員長とし、当該部長が指定する職員を委員とする部建設工事請負人等選定委員会が行うこととなっている。

本件工事については、建設部建設工事請負人等選定委員会が8月11日付けで決定したところによれば、受注希望型競争入札で行うこととし、一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、以下のとおりとなっている。

ア 入札参加資格業種	：「鋼構造物工事」
イ 資格総合点数	：784点以上
ウ 同種工事の実績又は専門性の有無：鋼橋（トラス又はアーチ形式）架設又は撤去工事の実績を有する者	
エ 県工事の契約実績に関する要件	：不要
オ 特定建設業の許可に関する要件	：必要
カ 営業所の所在地に関する要件	：設定なし
キ その他の参加資格要件	
(7) 配置技術者等に関する要件	：主任（監理）技術者が1級土木施工管理技士又は技術士建設部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有すること。
(イ) 入札参加制限等に関する要件	：設定なし
ク 該当業者数	：約90者
ケ その他公告記載事項	：契約後VE方式とする。

(7) 入札の執行について

本件工事については請求書別紙3号のとおり8月26日に入札公告が行われ、上記(6)クを除いて公告されている。入札締切日は9月7日で、見積期間は11日間である。9月8日に開札が行われ、請求書別紙2号のとおりの結果となった。

なお、見積期間は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項第3号に「工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上」と規定されているが、同号ただし書では「やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。」ことと規定されている。建設部は、平成21年6月23日付け建設部長通知により、長野県新経済対策（以下「新経済対策」という。）に伴い通常の事業を

含め、公共事業の早期受注に資するため、平成21年7月1日公告分から9月14日までに開札となる案件は、最大5日公告期間の短縮を図ることとし、入札者に注意を促すため「該当案件については、公告期間の短縮を行う案件であることを公告に記載すること。」とした。本件工事については、新経済対策に伴う予算を計上した6月補正予算で増額となっていることから、この規定を適用し、その旨を入札公告に記載している。

(8) 建設業法及び建設リサイクル法について

建設業法第2条第1項は「この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第1の上欄に掲げるものをいう。」と規定し、別表第1で建設工事を土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事等28種類に分けている。そして、請求書別紙7号のとおり、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）で建設工事の種類ごとの内容を告示していて、その工事には補修、改造又は解体する工事が含まれている。

また、建設リサイクル法は、資源の有効な利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的とし、建設工事受注者等に分別解体と再資源化を義務付けるとともに、建設業の許可を必要としない解体工事（工作物の解体を行う工事では、工事全体の請負代金が500万円未満の工事）を業として行う者に登録を義務付けた法律である。

(9) 近接する他の工事について

長野建設事務所は、請求書別紙1号にあるとおり本件工事に先立って、一般県道松代篠ノ井線の長野市赤坂橋の旧橋撤去工事を発注している。この橋も流水部分はトラス構造であり、当該部分の撤去に際しては、本件工事と同様の工法により受注希望型競争入札の契約後VE方式で、下請要件をつけない入札方式としている。そして、赤坂橋の撤去工事は、公告期間の短縮措置の対象外であったことから、公告から入札締切りまで通常の期間を確保したが、入札参加者は3者であった。

(10) 請負契約の締結について

法第234条に規定する契約は、「売買、賃借、請負その他の契約」であるから、普通地方公共団体が、私人と対等の地位において締結する私法上の契約をいうものと解されている。したがって、本件工事を含む公共工事の発注は、基本的には契約相手方の選択も含めて、契約自由の原則が妥当する領域であり、契約担当者である長の広範な裁量権に委ねられているものと解されるが、裁量権を逸脱した契約担当者である長の恣意までを許すものではない。

法は、一般競争入札を原則としながら、法施行令第167条の5第1項では「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とし、法施行令第167条の5の2では「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1

項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」として制限付一般競争入札を行う際の裁量を認めている。

## 2 判断

### (1) 工法をあらかじめ決定し、その工法に沿った発注方法としたことについて

請求人は、技術提案付き受注希望型競争入札にしなかった、本件入札の工種を鋼構造物工事とし手延べ機工事の施工実績を必要とした、工法選定が偏った内容のマニュアルによっていると指摘している。

そして、橋の解体工事は橋が撤去されればいいのだから、工法を指定することはなく、広く技術提案を募って、発注者が最も安価で確実に行える方法を選択すればいいのであって、本件工事の工法よりも安価で、安全かつ確実に工事が行える方法を請求人は提案することができたと請求書、陳述及び監査対象機関に対する意見を通じて主張している。

本件工事の発注に当たり監査対象機関は、橋梁の取り壊し方法を事前に検討した結果、河川管理者が指示する条件を満たす工法の中で経済的でしかも河積阻害のない工法は、前記1(3)オ記載の②の工法であるとして、設計図書において架設術と手延べ機の使用を指定して、鋼構造物工事の許可を持ち、鋼橋架設又は撤去工事の実績があることを入札参加の条件としている。

河川法（昭和39年法律第167号）第26条では、河川区域内の土地において工作物を新築又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないことが規定されている。本件工事においては、前記1(3)のとおりの委託成果に基づき、河川管理者と協議を行ったうえで、諸条件に適した工法の中から最も経済的な工法を決定しており、その工法が、鋼トラス橋を建設する際と同様な技術と経験が必要なことから、前記1(6)のとおり建設部建設工事請負人等選定委員会において審議のうえ、参加資格が決定されたものと認められる。そして、本件工事は工法が決まっていることから、入札方法を技術提案型にする理由がないとする監査対象機関の主張は是認できる。一方、請求人は自分なら別の方法で本件工事を安全、安価に実施できるとし、橋梁解体工事の実績があることを主張しているが、工事ごとに河川環境、橋梁構造等の諸条件が異なることから、その可否は判断できない。

以上から、工法を指定して本件工事の参加資格を決定したこととは適正に行われたと認められ、前記1(10)のとおり、参加資格の設定に発注者の裁量が認められていることからも、違法又は不当な点はない。

### (2) 「年間発注計画の発表が不適切なため、入札参加業者が集まらなかった。」との主張について

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為（以下「財務会計行為」という。）の是正、防止を図ることを目的とするものであり、その対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計行為に限られている。年間発注計画の公表は、適正化法第7条

の規定に基づき実施されているもので、財務会計行為ではない。

また、本件工事の契約の締結に直接影響を及ぼす可能性がある、先立って行われた行為（以下「先行行為」という。）であるとしても、前記1(2)及び(4)で確認したとおり、年間計画の公表は公共工事の見通しを公表するものであって、違法性は認められない。

ただし、年間発注計画は工事を請け負う者の目安になっていることから、その情報は正確であることが望まれる。本件工事は、変更の公表が入札公告後となっているが、建設部建設工事等請負人等選定委員会で8月11日に入札参加条件等が決定されていることからすると、当初及び変更の公表について、建設工事発注予定公表要領に反して不适当であるとはいえない。

なお、請求人は公告期間が短いことは、入札参加業者が集まらなかった原因でもあるとも主張するが、前記1(9)のとおり、近接する他の工事と比べて参加業者は多く、落札率も低いことから、採用できない。

### (3) 「建設業法、建設リサイクル法に違反した業種指定をした。」との主張について

建設業法は建設業を業とする者が、建設リサイクル法は建設工事受注者等がそれぞれ遵守すべき事項を規定した法律であり、両法律には、発注者がこれらの法律の業種区分に従って発注しなければならないとする規定はない。しかし、請求人が意見書において主張するとおり、発注者である県は一方では建設業法における許可を行う者、建設リサイクル法における届出を受理する者であることを鑑み、法の趣旨を遵守すべき立場にある。

それぞれの法律については、前記1(8)で確認したとおりであることから、本件工事の入札における入札参加資格業種の決定に違法性は認められない。

なお、請求人は意見書において建設業法と建設リサイクル法の解釈のあいまいさについて言及しているが、財務会計行為とは直接結びつくものではないことから、監査の対象にはならない。

### (4) 「県内経済の安定等を図る新経済対策として公告期間を短縮して発注したが、下請要件も付されていない不適切な入札である。」との主張について

本件工事は、前記1(7)のとおり、一定の期間内に開札となる案件であることから、公告期間を短縮している。

そして、前記1(10)のとおり、制限付一般競争入札を行う際には裁量が認められているところであり、監査対象機関が、本件工事は専門性が高く一體的に行う工事で、下請を行う余地が少ないため下請要件を付さないこととし、また、競争性を確保するため営業所の所在地に関する要件を設定しないこととした判断には不当性は認められない。

以上のことから、本件請求には理由がないため、棄却する。